

平成 28 年 9 月 15 日  
荒川区防災都市づくり部都市計画課

## 地区計画及び建築制限条例におけるナイトクラブの取扱いについて

地区計画及び「荒川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」において、建築物等の用途の制限の対象となっている、「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」については、以下のとおり取扱う。

1. 常態的に客にダンスをさせ、かつ、常態的に客に飲食をさせる営業について規制する。
2. ダンスにはエアロピクスやヨガ等の健康増進を目的としたものや、民族舞踊等の伝統芸能は原則として含まない。しかし、業態によって享乐的雰囲気や過度にわたり風俗上の問題等を生じさせるおそれがある場合にはこの限りでない。
3. 客に飲食をさせる営業については、食品衛生法施行令第 35 条に規定する飲食店営業に該当するものに限定する。
4. その他、区長が周辺環境を害する恐れがないと認めたものは対象外とする。